

改正

平成19年3月30日規則第7号

御宿町道路占用規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 占用許可手続（第3条—第8条）
- 第3章 占用者の義務（第9条—第15条）
- 第4章 道路の掘さく占用（第16条—第19条）
- 第5章 事故の負担（第20条）
- 第6章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）並びに御宿町道路占用料徴収条例（平成10年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、道路の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において「道路」とは、町道及び町長の管理する道路並びにその付属物をいう。

第2章 占用許可手続

（占用許可申請）

第3条 道路法第32条第2項の規定により道路を占用しようとする者は、道路占用許可申請書（様式第1号）正副2通を町長に提出してその許可を受けなければならない。道路法第32条第3項の規定により道路占用変更の許可を受けようとする場合においてもまた同様とする。

第4条 前条に規定する申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、軽易なものについては、その一部を省略することができる。

- （1） 工事計画箇所案内図
- （2） 公図
- （3） 構造図

(4) 縦横断面図及び平面図

(5) 占用が隣接の土地、建物の所有者若しくは占用者に利害関係があると認められる場合は、その利害関係者同意書の写し

(6) 他の法令等により官公署の許可、承認又は確認を必要とするものは、その許可書、承認書又は確認書の写し

(許可基準)

第5条 占用の許可は、別表1及び別表2に定める占用許可基準により行なうものとする。

(占用許可の期間)

第6条 占用を許可する期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 協定等による期間に特別の定めのあるものを除くほか、道路法第36条の規定による事業のための占用については、10年以内

(2) 前号以外の占用については、3年以内

(許可書)

第7条 町長は、占用を許可したときは、道路占用許可書（様式第2号）を交付する。

(条件付許可)

第8条 町長は、道路管理上その他必要があると認めるときは、前条に規定する許可書に条件を付することができる。

第3章 占用者の義務

(占用者の義務)

第9条 道路占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、道路に設置した占用物件の維持管理につとめ、その破損、汚損、倒壊、落下等によって交通、美観その他道路管理上支障のないよう注意し、措置しなければならない。

(他人に使用させることの制限)

第10条 占用者は、その権利を他の者に転貸し、又は譲渡することができない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(工事施工のための占用)

第11条 工事施工のための占用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 土砂又は工事事用資材、器具等を占用区域外にたい積し、又は散乱させないこと。

(2) 消火栓、制水弁及び各種人孔等を損傷し、又はその所在箇所を不明確にしないこと。

(3) 占用区域内でも許可の範囲をこえる施設、工事等をしないこと。

(4) 道路に損傷を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに町長に届け出てその指示を受け、必要な措置を講ずること。

(5) その他必要に応じ指示した事項及び許可条件を守ること。

(届出)

第12条 占有者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 占有者がその氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 占有の期間を短縮し、又は占有を廃止しようとするとき。

(3) 道路及び植樹等の公共施設を損傷したとき。

(4) その他町長の命じた事項の確認を必要とするとき。

(工事の表示)

第13条 占有者で工事をしようとする者は、工事期間中占有区域内又はその付近の見やすい箇所に工事掲示板を掲示しなければならない。

(許可の取消及び変更)

第14条 占有者が次の各号の一に該当するときは、町長は占有の許可を取り消し、又は変更することがある。

(1) 占有者が法令、条例及びこの規則その他許可条件に違反したとき。

(2) 道路管理上必要があるとき。

(3) 指定期限までに占有料を納付しないとき。

(4) その他町長において必要があると認めたとき。

(原状回復)

第15条 占有期間が満了し、若しくは占有許可の取消しがあったときは、占有者は直ちに占有の目的である工作物その他の物件を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 占有者が道路若しくは道路施設を損傷したときは、町長の指示に従い直ちに復旧しなければならない。

第4章 道路の掘さく占有

(掘さく機具の指定)

第16条 舗装道路の掘さくは、コンクリート・ブレーカー又はコンクリート・カッター等で行ない、

ハンマー、ノミ、テコ等を使用してはならない。

(掘さく道路の復旧)

第17条 掘さく箇所は、その作業が終わった後、掘さく、掘溝の排水を充分に行ない、特に町長の指示又は協定等により特別の定めのあるもののほか、路面より深さ1メートルまでは切込砂利又は下田砂利をもって埋戻し、それをこえる深さの部分については、良質の土砂で埋戻すことができる。

2 埋戻し作業は、動力ランマー又はインパクト・ローラー等を使用して行ない、厚さ30センチメートル以内ごとに40回以上転圧し、埋戻し直後であっても交通に支障のないよう処置しなければならない。

3 原形に埋戻した箇所が占用のため若しくは埋戻し不十分のため沈下し、交通に支障を生ずると認めるときは、町係員の指示により砂利等による補てんをしなければならない。

第18条 前条に規定する掘さく箇所の復旧は、町長の指示により占用者において行なうものとする。

(立会及び検査)

第19条 道路の掘さく工事並びに復旧工事は、必ず町係員立会のうで施行し、竣工の際は、当該係員の検査を受けなければならない。

第5章 事故の負担

(事故の負担)

第20条 占用期間中(掘さく工事等)及び当該工事完了後1年以内に占用者の責に帰すべき事由により生じた事故については、占用者の負担とする。

第6章 雑則

(道路管理員)

第21条 道路法第71条第4項の規定に基づき町に道路管理員を置く。

2 前項の管理員は、町長の指示を受けて道路の管理並びに取締りにあたる。

(その他必要な事項)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条)

道路占用許可基準

第 1 電柱及び電話柱

- 1 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界から柱の最近側まで0.2メートル以内に設けること。
- 2 歩車道の区別のない道路では、側溝の道路側縁石に接して設けること。ただし、側溝のない場合は、境界線から0.2メートル以内とする。
- 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合は、曲り角から2メートル以上、横断歩道がある場合は横断歩道から2メートル以上の距離を保って設けること。

第 2 郵便ポスト

- 1 歩車道の区別のある道路は歩道上とし、歩車道境界線に接して設けること。
- 2 歩車道の区別のない道路では、側溝の道路側縁石に接して設けること。
- 3 曲り角から5メートル、横断歩道から3メートル以上の距離を保つこと。

第 3 広告塔

- 1 体育行事、博覧会等の公共的行事並びに商店街等の準公共的なもので、短期間であること。
スポンサー等による広告の入ったものは、原則として認めない。
- 2 道路の有効幅員外で、交通上支障のない箇所であること。
- 3 前項により難いときは、歩車道の区別のない道路では境界線に、歩車道の区別のある道路では歩道上の歩車道境界線に接して設けること。
- 4 曲り角から5メートル、横断歩道から3メートル、建物の出入口から1メートル以上の距離を保ち設けること。
- 5 交通信号機等の保安施設の効用が減殺されない施設であること。
- 6 直径又は方径1辺0.5メートル未満、高さ4メートル未満とすること。ただし、交通上支障がないと認める場所については、径1メートル、高さ7メートルまで認めることがある。
- 7 都市美観を損わない形体で、奇形でないものであること。
- 8 構造は、倒壊、落下、はく離等によって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。

第 4 アーチ式広告

- 1 公共的性格をもったもの及び共同の目的のものに限る。
- 2 道路横断構造物の下端は、歩道上は3メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メー

トル以上を保つこと。

- 3 歩車道の区別のある道路では歩道上とする。脚柱の位置は、歩車道境界線に接着させ、他端は町長が特に必要と認めた場合のほかは、道路敷外に建植え、又は既設の建物に取り付けること。
- 4 歩車道の区別のない道路では、脚柱は側溝の縁石に接して設けること。
- 5 曲り角から5メートル、横断歩道から3メートル以上の距離を保つこと。
- 6 歩車道の区別のある道路では、両側歩道境界に接した歩道上に脚柱を認めることがある。

第5 街路灯

- 1 町内会又は商店会等の団体が共同でその区域内の道路に設けるもので、都市の美観を損わないものであること。
- 2 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界線から灯柱の最近端まで0.2メートル以内の距離とすること。
- 3 歩車道の区別のない道路では側溝の道路縁石に接して設け、側溝のない場合は、境界に接して設けること。
- 4 道路の曲り角、横断歩道の接続部をさげ、消火栓から3メートル、街路樹幹から1.8メートル以上の距離を保つこと。
- 5 連担配列するときには、形状、色彩、間隔、構造等は同一とすること。
- 6 灯柱は、円柱型の鉄管とし、構造は堅固、体裁優美のもので、最大直径は0.2メートル未満とすること。
- 7 灯柱から突出部分（灯部）は、歩車道の区別ある道路では歩道上とし、最下端より路面までの高さを3メートル以上出巾0.8メートル未満とすること。歩車道の区別のない道路では高さ4.5メートル、出巾0.9メートル未満とすること。
- 8 灯具は、路面の照度を均等させ、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
- 9 灯柱を他の支柱に兼用させないこと。
- 10 灯柱施設には町、町内会、商店街等の団体その他共同的性格の名称以外の看板、広告、装飾等を取付けしないこと。

第6 電柱等の添架看板

- 1 添架看板等（添架看板のうち巻付看板を除く。）の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とする。ただし、歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 原則として道路中央側につき出してはならない。

- 3 電柱等の柱類に添架する添架看板等の大きさは縦1.5メートル以内横0.8メートル以内とし、その表示面積は1.0平方メートル以内とする。
- 4 添架看板は1柱につき1箇（巻付看板については、1平方メートルの範囲内において1箇を2面として掲出することができる。）に限るものとする。
- 5 電柱に添架する看板等の相互間の距離は、道路1側につき20メートル以上とする。
- 6 はり紙、ぬり広告等は物件に直接貼付又は塗装したものであってはならない。
- 7 風雨等のため破損、散落のおそれのないようにすること。
- 8 塗装、構造等美観の損われたものは、許可期間中といえども撤去若しくは改修すること。

第7 看板

- 1 自己店舗前に掲出するものに限る。
- 2 道路管理上支障がないと認められるものであること。
- 3 風雨のため破損したり散落のおそれのないようにすること。
- 4 原則として厚さ0.3メートルをこえないこと。ネオン、蛍光灯その他照明装置によるものも同様とする。

第8 据置看板

- 1 自己店舗前に限る。ただし、興行物、生徒募集、商店街の大売出しその他の催し物等の看板で、必要と認められるものは、この限りでない。
- 2 歩車道の区別の有無にかかわらず宅地寄りとし、側溝のある場合は側溝上に置き、なるべく正面を道路に平行に置くこと。
- 3 塗装がはく離、又は破損腐朽して危険若しくは不体裁になったときは、速やかに修理又は撤去すること。

第9 広告板、碑表等

- 1 公共的のもの、史跡等のほかは原則として認めない。必要と認めるものについては道路の有効幅員外とし、交通の見通し等を妨げない場所であること。
- 2 高さ3メートル未満、幅1.8メートル未満、柱の直径は0.15メートル未満、厚さ0.2メートル未満とすること。
- 3 美観上付近と調和、均衡のとれたものであること。
- 4 道路に平行して設置すること。

第10 揭示板

- 1 官公署又は町内会等の公共又は共同の用のものに限る。

- 2 歩車道の区別の有無にかかわらず、道路境界に接して設けること。
- 3 高さ2メートル未満、長さ1.5メートル未満、厚さ0.2メートル未満とすること。
- 4 交通及び地元居住者に支障のない箇所であること。
- 5 色彩、意匠等は俗悪なものをさけ、占用者及び掲示事項以外の広告物等の添架又は塗装をしないこと。

第11 道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設

- 1 家屋、しょう壁、ボーリング等の工事のため仮設の板囲、足場を設置する場合は、道路境界より出巾1メートル未満とすること。ただし、交通量、工事の難易等により特に増減することがある。
- 2 掛け出し（構台式事務所）を設ける場合は、歩車道の区別ある道路の歩道上とし、床面の下端の高さは、路面より3メートル以上とすること。
- 3 高層建築のため、交通上危険防止の施設を路上に突出させる場合は、路巾にかかわらず危険防止上必要な巾を認める。ただし、この場合路面からの高さは、歩道上では4メートル、歩車道の区別のない道路では5メートル以上とすること。
- 4 舗装道路の路面や側溝を損傷又は破壊して設置しないこと。
- 5 ブロック敷歩道のブロックは取り除き、工事完了後町係員の立会指示を受けて復旧すること。

第12 道路法施行令第7条第3号に掲げる工事用材料の一時置場

- 1 道路境界より出巾1メートル未満とすること。ただし、交通量、工事現場の状況により特に増減することがある。
- 2 曲り角、横断歩道、消火栓から3メートル以上の距離を保つこと。
- 3 通行者への危険防止に万全を期し、保安措置を設けること。

第13 電線等

- 1 道路を横断して架設する場合は、道路の方向に対して直角に横断させること。ただし、やむを得ず斜横断する場合は、原則として、他の電線等が既に設置された箇所を横断させるものとし、その延長は道路管理者が特に認めた場合は、おおむね50メートル以内とすること。

別表2（第5条）

道路占用許可基準

物件	道路区分	高さメートル	出幅メートル
----	------	--------	--------

1	天幕、日よけその他これに類するもの	歩道	2.5以上	1.0以内
		道路 甲	4.5以上	1.2以内
		道路 乙	4.5以上	0.8以内
2	雨よけ（仮設日ざし）その他これに類するもの	歩道	2.5以上	1.0以内
		道路 甲	4.5以上	1.2以内
		道路 乙	4.5以上	0.6以内
3	吊看板（広告類を含む。）	歩道	2.5以上	0.8以内
		道路 甲	4.5以上	0.9以内
		道路 乙	4.5以上	0.5以内
4	据置看板（広告類を含む。）	歩道	1.3以内	0.4以内
		道路 甲	1.3以内	0.5以内
		道路 乙	1.3以内	0.4以内

備考 1 道路区分欄の歩道、道路甲及び道路乙は、それぞれ下記のとおりとする。

ア 歩道は、歩車道の区別のあるもの

イ 道路甲は、幅員6メートル以上のもので歩車道の区別のないもの

ウ 道路乙は、幅員6メートル未満のもので歩車道の区別のないもの

2 物件1、2、3において高さとは、地上から該当物件の下端までの高さをいう。

3 物件4において高さとは、地上から該当物件の上端までの高さをいう。

4 法面、側溝のある部分の物件の出幅については、それぞれの幅に止める。

